

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和2年度	事業年度	令和元年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	境界確定業務		整理番号	1009-009		
前総合計画体系	政策	第5章 定住と交流を育む東みよし	担当部署	建設課		
	基本施策	1 計画的な土地利用の推進	所属長	小浦 清		
	単位施策	(3) 地籍調査事業の推進	電話番号	79-5342		
根拠法令等	地籍調査作業規定準則第30条					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	不明	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	町内の町道等と個人の所有する隣接土地の境界の確定 法定外公共用財産についての用途廃止(赤・青線)業務	対象者	土地所有者
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	三好地区は、主として平坦部が国土調査業務による確定済みのため、実質上は境界点等を復元した図面や現地境界点を基にした確認作業のみであるが、三加茂地区は、旧図および公図等による確定立会作業のため、現況と図面上の境界位置にかなり相違があるため、早急な国土調査業務の完了を必要としている。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	土地所有者が委託した土地家屋調査士等からの町道・水路等との境界確定(確認)申請協議書に基づき、現地での境界を確定するための立会を行う。 構造物(舗装道路や擁壁等)がある場合については、当該建設の際に過去に立会を行っている場合が多いため、当時の測量図面や現地での境界点等を参考にしているが、そのままとなっている場所(擁壁等の無い田・畑との境界)等については、管理図面や旧図により幅員や位置を確認している。(確認できない場合は、一定幅以上(赤線は3尺(約90cm)、青線は2尺(60cm))で現地の状況をもとに確定を行う場合が多い。)		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	有償で行う個人所有地の境界確定のため、行政としては境界確定に要する実質的な費用負担はないが、境界確定後による土地(公衆用道路、水路等)の寄付がある場合については、名義変更等に要する費用は町で負担している。 境界確定により、法定外公共用財産(赤・青線)の用途廃止の申請があれば、明らかに公共物として使用していない場合については、その地域で使用している人の承諾を得た上で個人への払下げ等を行っている。		
特記事項	過去に確定した個人との境界点を今後の国土調査業務に反映すべき。(国土調査の際に本業務で確定した境界点と違う点を境界点としてしまうことを防ぐため。)		

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

	平成30年度	令和元年度(評価対象年度)	令和2年度(見込)
事業費【(a)～(e)の合計】	0 <small>うち繰越分↓</small>	0 <small>うち繰越分↓</small>	0 <small>うち繰越分↓</small>
財源内訳	国庫支出金(a)		
	県支出金(b)		
	地方債(c)		
	その他(d)		
	うち受益者負担		
	一般財源(e)		
特定財源の名称・金額			
令和元年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計	款	項
備考			